

平成十五年内閣府令第五十五号

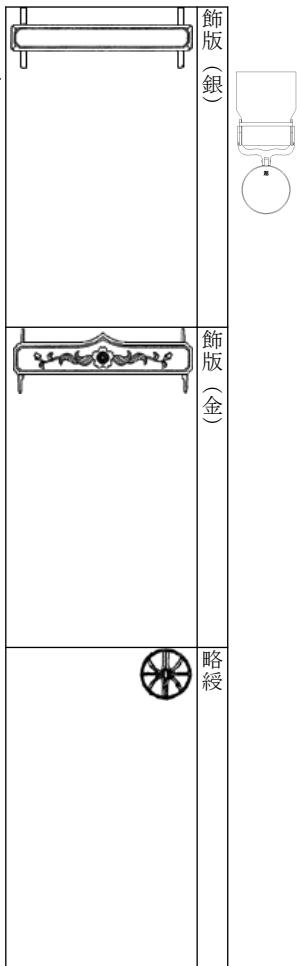
褒章の制式及び形状を定める内閣府令
褒章条例（明治十四年太政官布告第六十三号）第九条の規定に基づき、褒章の制式及び形状を定める内閣府令を次のように定める。
褒章及びその略綬の制式及び形状は、次の表及び図のとおりとする。

表

		章		地金銀	中心は金色とし、「褒章」の文字を記す。桜花紋をもつて飾る。
裏面	表面	裏面	表面		
紺綬褒章の場合を除き、「賜」の文字及び氏名を記す。褒章条例（明治十四年太政官布告第六十三号）第三条第一項の飾版を授与するときは、引き替えた各飾版の授与年月日を記す。	銀	鈕	銀		
幅三十六ミリメートル	寸法	直径三十三ミリメートル	直径三十三ミリメートル		

綬
飾版
銀とし、褒章条例第三条第一項の飾版は、表面に授与年月日を記す。褒章条例第三条第一項の
飾版は、金色とし、表面は桜をもつて飾る。

略綬
褒章の種類により紅緑黄紫藍紺の六色とする。大きさは、直径七ミリメートル。

図
褒章

この府令は、平成十五年十一月三日から施行し、同日以後の日付をもつて授与される褒章から適用する。